

# 県立熊谷女子高等学校 部活動に係る活動方針

## I 活動の基本方針

- 1 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学等に関する資質・能力を育成する。
- 2 部活動をとおして、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養を図る。

## II 指導体制の整備について

- 1 各部の顧問は年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、教頭に提出する。
- 2 作成した活動計画については、各部の生徒及び保護者に周知する。
- 3 各部とも原則として複数の顧問を置く。

## III 部活動の運営について

- 1 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- 2 体罰やハラスメントのない指導に徹する。
- 3 心肺蘇生法やAED使用の職員研修会を実施する。
- 4 生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、効率的で安全な練習メニューの作成に留意する。
- 5 校外で実施される研修会・講習会等への顧問の積極的な参加を推進する。
- 6 部活動費用（部費など）を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正に処理する。

## IV 適切な休養日等の設定について

- 1 休養日の設定や活動時間は、次の（１）、（２）、（３）を基準とする。
  - （１）学期中は、原則として週２日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日を休養日とする。

大会やコンクール等への参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、休養日の振替については、年間をとおして調整する。
  - （２）長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる。また、適切な日数の休養期間を設ける。
  - （３）１日の活動時間は平日２時間程度以内、休業日は３時間程度以内とする。ただし、練習試合や大会等を除く。
- 2 その他  
定期考査１週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。